

# 環境への負荷の低減に資する装置等の設置状況等に関する届出に係る事務取扱要領

国海内第247号

令和5年3月31日

## 第1 目的

この要領は、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の五第三項及び第二十七条の六第三項の規定に基づき、総トン数五百トン以上の船舶であって、環境への負荷の状況が明らかにされた船舶として環境への負荷の低減に資する装置、機器及び構造（以下「装置等」という。）の設置状況等を明らかにするために、国土交通大臣に届け出る事務について必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 総トン数五百トン以上の船舶の環境への負荷状況に関する届出

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の三第一項及び第三項並びに第四十二条の六第一項及び第二項の規定の適用を受けようとする総トン数五百トン以上の内航海運業の用に供する船舶を取得又は製作した者は、様式第1号の届出書に必要事項を記載の上、国土交通大臣に提出するものとする。

## 第3 届出を受理したことを証明する通知書の交付

国土交通大臣は、第2の規定に基づく届出書の提出があり、届出書に必要事項が記載されていること及び必要書類が添付されていることを確認した場合は、当該届出書を受理したことを証明する書類として、様式第2号に基づき通知書を交付するものとする。なお、届出書を受理（郵送の場合は郵送物の到着日）した後、概ね1ヶ月を目安に通知書を送付するものとする。

## 第4 確定申告書における通知書の添付

第3の規定による通知書の交付を受けた者は、租税特別措置法第十条の三第一項及び第三項並びに第四十二条の六第一項及び第二項の規定の適用を受けようとする際、当該船舶につきこれらの規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に通知書（写し）を添付するものとする。